



# 佐賀県公報

平成16年  
7月26日  
(月曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

○佐賀県有明海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区 (五〇五・水産課) 一

○松浦海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区 (五〇六・ " ) 六

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、佐賀県有明海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 公示番号 別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類 第一種区画漁業

(二) 漁業の名称 のり養殖業

(三) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(四) 漁場の位置 別表のとおり

(五) 漁場の区域 別表のとおり

(六) 漁場の面積 別表のとおり

三 制限又は条件

(一) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。

(二) 養殖小間の大きさは、縦五十四メートル以上、横三十六メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅一・五メートル、長さ十八メートルの網ひび十柵以下でなければならない。

(三) 毎年四月三十日までに養殖施設を除去しなければならない。

四 免許予定日 平成十六年九月一日

五 申請期間 平成十六年八月二日から平成十六年八月六日まで

六 地元地区 別表のとおり

備考

存続期間

平成十六年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

漁場計画図 別図のとおり

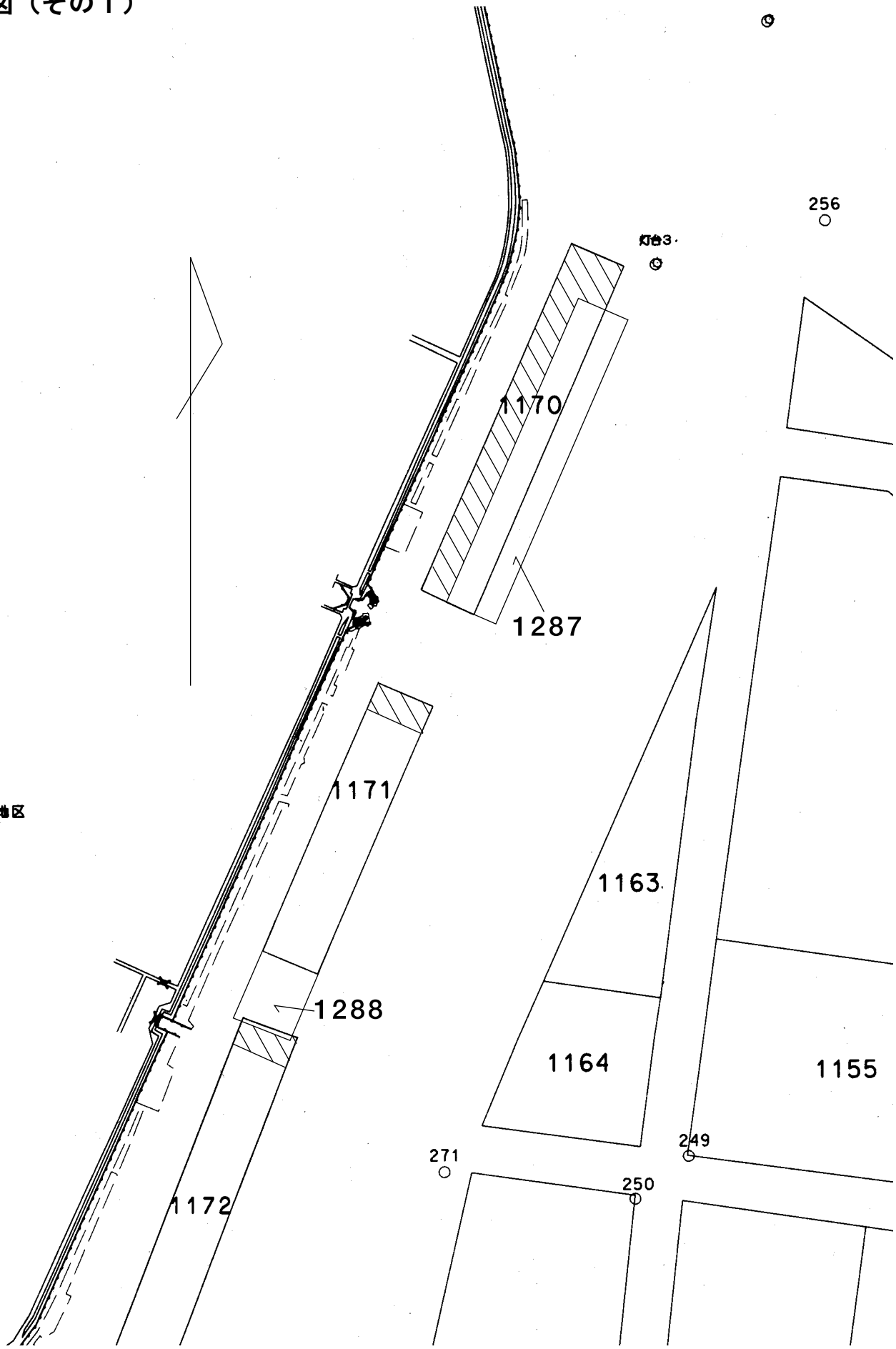
## 別表

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁場の面積	地元地区	制限又は条件	備考
有 区 第1170号	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度10分57秒 東経 130度14分03秒 点ウ 北緯 33度10分39秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度10分40秒 東経 130度13分51秒	40,800平方メートル	小城郡芦刈町		旧有区第1170号
有 区 第1171号	〃	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分42秒 点エ 北緯 33度10分19秒 東経 130度13分38秒	49,000平方メートル	〃		旧有区第1171号
有 区 第1172号	〃	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度09分53秒 東経 130度13分27秒	67,100平方メートル	杵島郡福富町		旧有区第1172号
有 区 第1173号	〃	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分25秒 点オ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分25秒 点カ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分22秒	155,800平方メートル	〃		旧有区第1173号

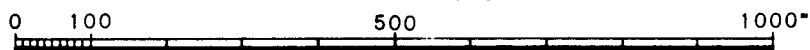
有 区 第1287号	”	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分57秒 東経 130度14分03秒 点イ 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度10分38秒 東経 130度13分55秒 点エ 北緯 33度10分39秒 東経 130度13分53秒	21,900平方メートル	小城郡芦刈町		新規
有 区 第1288号	”	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度13分38秒 点イ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分42秒 点ウ 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分40秒 点エ 北緯 33度10分15秒 東経 130度13分36秒	15,300平方メートル	”		新規
有 区 第1289号	”	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分53秒 東経 130度13分27秒 点イ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒	5,900平方メートル	杵島郡福富町		新規
有 区 第1290号	”	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分25秒 点ウ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分25秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒	3,700平方メートル	”		新規

別図 (その1)

福富地区

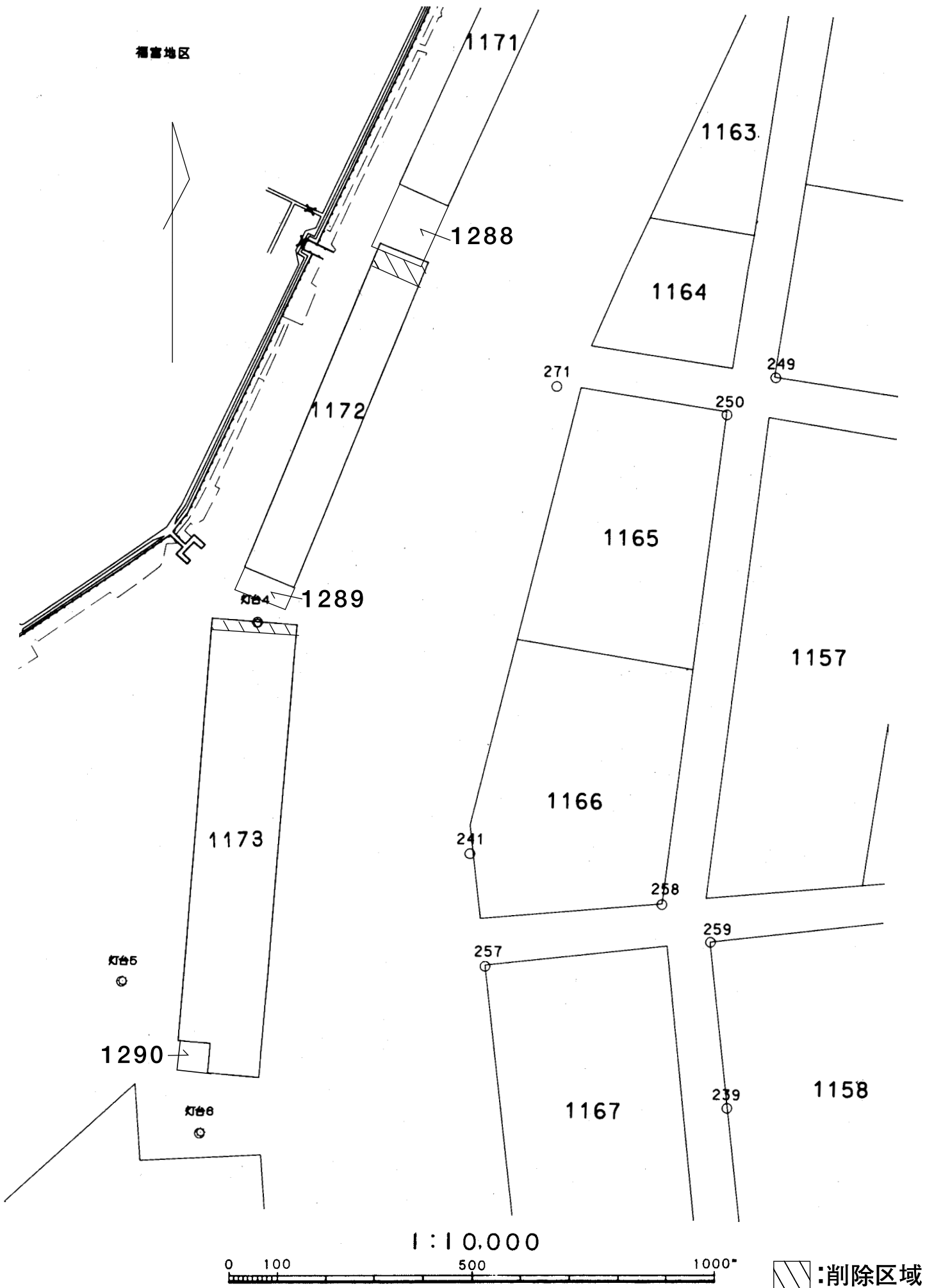


1:10,000



 : 削除区域

別図 (その2)



●佐賀県告示第五百六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、松浦海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定める。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 公示番号 松共第二十一号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類 別表のとおり

(二) 漁業の名称 別表のとおり

(三) 漁業の時期 別表のとおり

(四) 漁場の位置 別表のとおり

(五) 漁場の区域 別表のとおり

三 免許予定日 平成十六年九月一日

四 申請期間 平成十六年八月二日から平成十六年八月六日まで

五 関係地区 別表のとおり

備考

存続期間 平成十六年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
松共 第21 号	第1種 共同漁 業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	東松浦	次の基点共第31号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点共第32号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。基点共第31号：東松浦郡肥前町大崎北端に設置した標識 基点共第32号：東松浦郡肥前町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂との境界に設置した標識 点ア：基点共第31号と東松浦郡鎮西町馬渡島番所ノ辻三角点(237.92メートル)とを結んだ直線と同郡肥前町向島北端と同郡玄海町カナミ鼻西端とを結んだ直線との交点 点イ：東松浦郡肥前町向島北端と同郡玄海町カナミ鼻	東松浦 郡肥前 町大字 納所、 大字入 野、大 字星賀、 大字晴 気、大 字向島 及び大 字田野
		とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで	郡肥前町		
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで	大崎から		
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで	阿漕に至		
		にな 漁業	1月1日から 12月31日まで	る間の地		
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで	先及び同		
		かき 漁業	11月1日から翌年3月31日まで	町向島地		
		あこやがい 漁業	1月1日から 12月31日まで	先		
		いがい 漁業	1月1日から 12月31日まで			
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで			
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで			
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで			
		餌むし 漁業	1月1日から 12月31日まで			
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで			
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで			
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで			
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで			
		ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで			
		あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで			
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで			
えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで					
かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで					

	すじあおのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで			
第2種 共同漁 業	雑魚小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで			<p>西端とを結んだ直線と同郡肥前町アヤ崎北端と同郡鎮西町馬渡島番所ノ辻三角点(237.92メートル)とを結んだ直線との交点</p> <p>点ウ：東松浦郡玄海町天狗岳三角点(145.9メートル)から同郡肥前町海士子鼻北端を見通した線の延長線と同町宮崎鼻西端から同町向島東端を見通した線の延長線との交点</p> <p>点エ：東松浦郡肥前町宮崎鼻西端から同町向島西端を見通した線の延長線と同町アヤ崎北端から同町向島東北端を見通した線の延長線との交点</p> <p>点オ：東松浦郡玄海町カナミ鼻西端から同郡肥前町向島北端を見通した線の延長線と長崎県北松浦郡鷹島町宇毛岩鼻北端と東松浦郡鎮西町馬渡島番所の辻三角点(237.92メートル)とを結んだ直線との交点</p> <p>点カ：長崎県北松浦郡鷹島町宇毛岩鼻北端と東松浦郡鎮西町馬渡島番所ノ辻三角点(237.92メートル)頂とを結んだ直線と同郡玄海町瓜崎西端から同郡肥前町向島南端を見通した線の延長線との交点</p> <p>点キ：東松浦郡玄海町瓜崎西端と長崎県北松浦郡鷹島町阿翁鼻北端とを結んだ直線と東松浦郡肥前町立神鼻西北端と同郡鎮西町馬渡島西端とを結んだ直線との交点</p> <p>点ク：東松浦郡肥前町立神鼻西北端と同郡鎮西町馬渡島西端とを結んだ直線と基点共第31号と長崎県北松浦郡鷹島町宇毛岩鼻北端とを結んだ直線との交点</p> <p>点ケ：東松浦郡肥前町宮崎鼻西端から長崎県北松浦郡鷹島町丸尾鼻北端を見通</p>
	いか小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	ぶり建網 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	かます建網 漁業	7月1日から 10月31日まで			
	ぼらかご 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	いかかご 漁業	1月20日から 4月15日まで			
	ばいかご 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	あなごかご(うけ含む。)漁業	1月1日から 12月31日まで			
	くろだいかご 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	かにかご 漁業	1月1日から 12月31日まで			
	しろうお四つ手網漁業	2月1日から 4月30日まで			

						<p>した線上、同宮崎鼻西端から500メートルの点</p> <p>点コ：東松浦郡肥前町台ヶ崎西端から長崎県北松浦郡鷹島町真立鼻北端を見通した線上、同台ヶ崎西端から375メートルの点</p> <p>点サ：東松浦郡肥前町牛島南端と長崎県北松浦郡鷹島町干上鼻東端とを結んだ直線の中央点</p> <p>点シ：東松浦郡肥前町長七鼻西端から長崎県北松浦郡福島町初崎北端を見通した線上、同町長七鼻西端から500メートルの点</p> <p>点ス：東松浦郡肥前町阿漕鼻西南端から長崎県北松浦郡福島町鯛ノ鼻に設置された西側鉄塔（真方位202度30分）を見通した線上の対岸と同阿漕鼻西南端を結んだ直線の中央点</p> <p>点セ：基点共第32号から真方位200度00分の線上の長崎県北松浦郡福島町対岸と同基点とを結んだ直線の中央点</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--



別 図



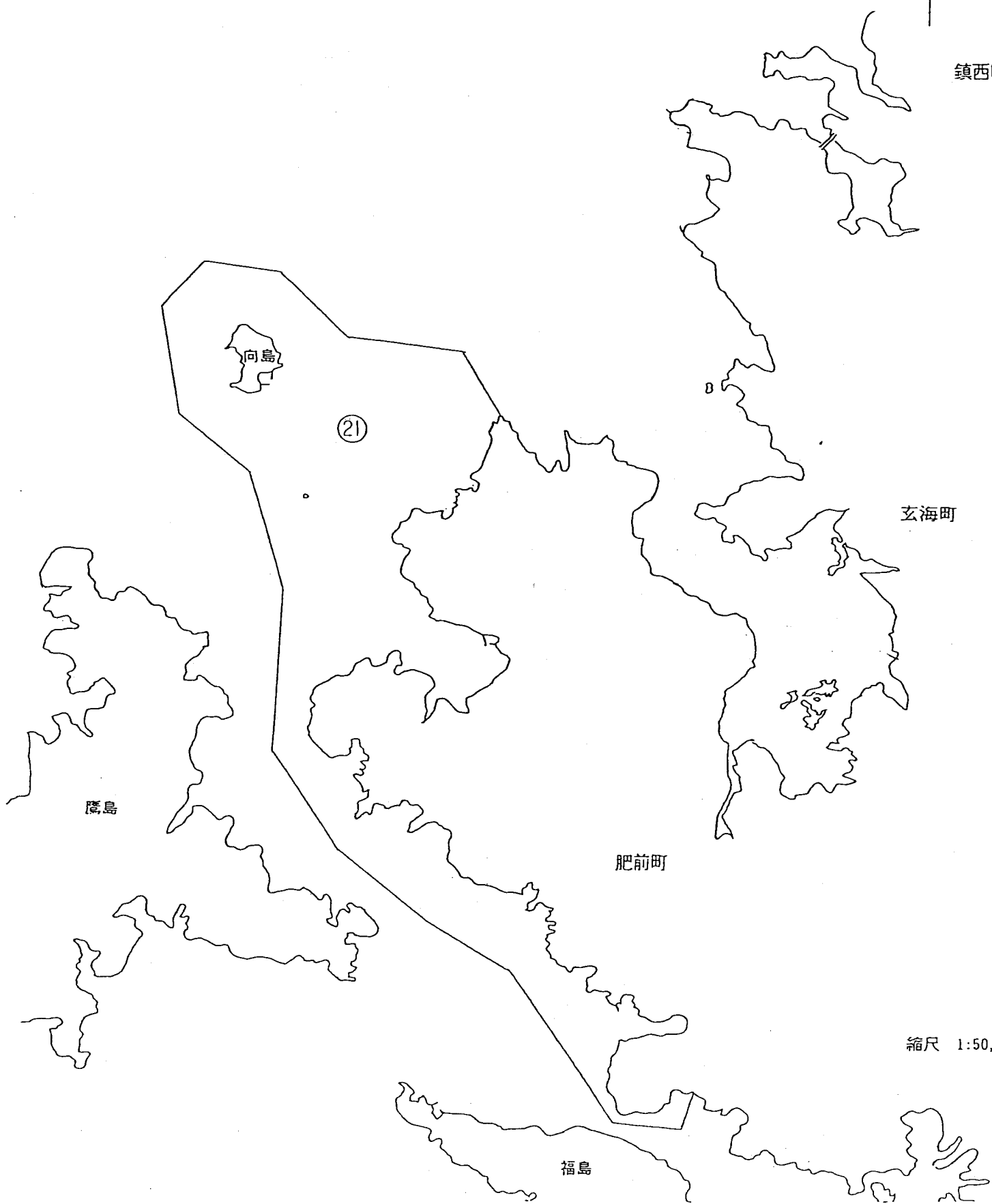
鎮西町

玄海町

肥前町

福島

縮尺 1:50,000



購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）